

条 例 制 定 改 廃 調 書
条例改正に伴う新旧対照表

令和2年

奈良市議会9月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 会計年度任用職員に対し、特殊勤務手当又は特殊勤務に係る報酬の支給を可能とするための規定を整備する。</p> <p>(1) フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当（第14条の2関係）</p> <p>(2) パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬（第24条の2関係）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・会計年度任用職員に対し、特殊勤務手当（パートタイム会計年度任用職員にあっては、特殊勤務に係る報酬）の支給を行うため、必要な改正を行う。</p>		
5 施行期日	令和2年10月1日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 この条例で給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)</p> <p>第25条 第2条から第14条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるフルタイム会計年度任用職員の給料については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、月額450,000</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 この条例で給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び特殊勤務手当</u>をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。</p> <p>2 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)</p> <p>第14条の2 <u>奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年奈良市条例第17号）第2条第1項に規定する勤務に従事したフルタイム会計年度任用職員には、その勤務の特殊性に応じ、同条例の適用を受ける職員の例により、特殊勤務手当を支給する。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)</p> <p>第24条の2 <u>奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例第2条第1項に規定する勤務に従事したパートタイム会計年度任用職員には、その勤務の特殊性に応じ、同条例の適用を受ける職員の例により算定した額を特殊勤務に係る報酬として支給する。</u></p> <p>(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)</p> <p>第25条 第2条から第14条の2までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるフルタイム会計年度任用職員の給料については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、月額450,000</p>

現行	改正案
円を超えない範囲内において任命権者が別に定めるものとする。 2 略	円を超えない範囲内において任命権者が別に定めるものとする。 2 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市債権管理条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<p>1. 地方税法の一部改正に伴い、延滞金に係る用語である「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改められたことから、以下の条例について用語の整理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 奈良市債権管理条例 (2) 奈良市国民健康保険条例 (3) 奈良市介護保険条例 (4) 奈良市後期高齢者医療に関する条例 (5) 奈良市道路占用料に関する条例 (6) 奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例 (7) 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法改正に伴い、地方税の延滞金の割合の特例について用語の改正が行われたため。 		<p>特例基準割合：租税特別措置法の規定により告示された割合に年1%を加算した割合であり、延滞金の算定に用いる。</p> <p>延滞金特例基準割合：租税特別措置法に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合であり、延滞金の算定に用いる。</p>
5 施行期日	令和3年1月1日	所管部課	総務部 滞納整理課、福祉部 国保年金課、福祉部 福祉医療課、福祉部 介護福祉課、建設部 土木管理課、企業局 事業部 下水道事業課

奈良市国民健康保険条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>11 当分の間、第19条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に <u> </u> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 <u> </u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に <u> </u> 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に <u> </u> 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>12～19 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>11 当分の間、第19条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u> </u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u> <u> </u> における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>12～19 略</p>

奈良市道路占用料に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>1 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に <u> </u> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 <u> </u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に <u> </u> 年7.25パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に <u> </u> 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する<u>平均貸付割合</u>をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年</u> <u> </u> 中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年</u> <u> </u> における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に <u> </u> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 <u> </u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に <u> </u> 年7.25パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に <u> </u> 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する<u>平均貸付割合</u>をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u> </u> 中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年</u> <u> </u> における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に <u> </u> 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合 <u> </u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に <u> </u> 年7.25パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合)とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に <u> </u> 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(<u>平均貸付割合</u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u> </u> 中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年</u> <u> </u> における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合)とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市税条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号） ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号） ・ 市（町・村）税条例（例）等の一部改正について（令和2年3月31日付市町村第1409号奈良県地域振興部長通知） ・ 市（町・村）税条例（例）等の一部改正について（令和2年4月30日付総税市第23号総務省自治税務局長通知） 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人の市民税に係る未婚のひとり親に対する人的非課税措置及び寡婦（寡夫）控除の規定を整備する。（第14条及び第21条関係） 2. 固定資産税の改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、現に所有している者に対し、必要な事項を申告させることができるよう制度化する。（第82条の4関係） (2) 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税等の課税標準の特例に係る軽減割合を定める。（附則第10条の2関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 		<ol style="list-style-type: none"> 3. 新型コロナウイルス感染症の拡大に対応する改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 徴収猶予の特例に係る手続等を定める。（附則第28条の7の2関係） (2) 一定の事業用家屋及び構築物に係る固定資産税等の課税標準の特例に係る軽減割合を定める。（附則第10条の2関係） (3) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の適用期限を6箇月延長する。（附則第20条の2関係） (4) イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者に個人市民税に係る寄附金税額控除を適用する。（附則第28条の7の3関係） (5) 住宅借入金等特別税額控除の適用要件の弾力化を行う。（附則第28条の7の4関係）
5 施行期日	公布の日ほか	所管部課	総務部 市民税課

奈良市税条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p>	<p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p>
<p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第48条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p>	<p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第48条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p>
<p>（1） 略</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p>	<p>（1） 略</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p>
<p>2 略</p> <p>（所得控除）</p>	<p>2 略</p> <p>（所得控除）</p>
<p>第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>	<p>第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>
<p>（市民税の申告）</p>	<p>（市民税の申告）</p>
<p>第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有</p>	<p>第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有</p>

現行	改正案
<p>しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。次項及び第3項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）については、この限りでない。</p>	<p>しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。次項及び第3項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）については、この限りでない。</p>
2～9 略	2～9 略
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)
<p>第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨	(3) 略
(4) 略	(3) 略
2～5 略	2～5 略

現行	改正案
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは<u>单身児童扶養者である者</u>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 当該公的年金等受給者が单身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項</u>又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3～17 略</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第60条 略</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者_____</p> <p>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項</u>又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3～17 略</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第60条 略</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台</p>

現行	改正案
<p>帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同じ。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する</p>	<p>帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同じ。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p>
<p>_____。</p> <p>5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域</p>	<p>5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p> <p>6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域</p>

現行	改正案
<p>における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分のある日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。</p>	<p>における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分のある日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。</p>
<p>6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定によるしゅん功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されてい</p>	<p>7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定によるしゅん功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されてい</p>

現行	改正案
<p>るもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす</p>	<p>るもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。</p>
<p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>	<p>8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>
<p>（固定資産税の課税標準）</p>	<p>（固定資産税の課税標準）</p>
<p>第67条 略</p>	<p>第67条 略</p>
<p>2～8 略</p>	<p>2～8 略</p>
<p>9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この項及び第82条の2において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、</p>	<p>9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この項及び第82条の2において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、</p>

現行	改正案
<p>当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）</p> <p>第67条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>（被災住宅用地の申告）</p> <p>第82条の3 略</p>	<p>当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>（法第349条の3第27項等の条例で定める割合）</p> <p>第67条の2 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>（被災住宅用地の申告）</p> <p>第82条の3 略</p> <p>（現所有者の申告）</p> <p>第82条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から6月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）</p> <p>（2）土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</p>

現行	改正案
<p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第83条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第82条の2又は法第383条の規定によつて</p>	<p><u>(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第83条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第82条の2若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条</p>
<p>申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(たばこ税の課税標準)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p>
<p>第103条 略</p>	<p>第103条 略</p>
<p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p>	<p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</u></p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ_____の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第101条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	<p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第101条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>
<p>5～10 略</p>	<p>5～10 略</p>
<p>(たばこ税の課税免除)</p>	<p>(たばこ税の課税免除)</p>
<p>第105条 略</p>	<p>第105条 略</p>

現行	改正案
	<p>2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第107条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</p>
<p>2 前項 _____ の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3 _____ に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</p>	<p>3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</p>
<p>3 略 （たばこ税の申告納付の手續）</p>	<p>4 略 （たばこ税の申告納付の手續）</p>
<p>第107条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第105条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第105条第2項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>第107条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第105条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第105条第3項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>
<p>2～5 略 （特別土地保有税の納税義務者等）</p>	<p>2～5 略 （特別土地保有税の納税義務者等）</p>
<p>第127条 略</p>	<p>第127条 略</p>

現行	改正案
<p>2～5 略</p> <p>6 <u>第60条第6項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第127条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。 (都市計画税の納税義務者等)</p>	<p>2～5 略</p> <p>6 <u>第60条第7項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第127条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。 (都市計画税の納税義務者等)</p>
<p>第159条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p>	<p>第159条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p>
<p>3・4 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第10条、第36条第2項、第45条第5項、第46条第2項、第59条第2項、第81条第2項、第107条第5項、第110条第2項、第135条第2項（第136条の7において準用する場合を含む。）、第136条第2項（第136条の7において準用する場合を含む。）、第154条第4項及び第158条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に <u>租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合</u> _____ に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年</p>	<p>3・4 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第10条、第36条第2項、第45条第5項、第46条第2項、第59条第2項、第81条第2項、第107条第5項、第110条第2項、第135条第2項（第136条の7において準用する場合を含む。）、第136条第2項（第136条の7において準用する場合を含む。）、第154条第4項及び第158条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（<u>租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年</p>

現行	改正案
<p>14. 6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 当分の間、第47条の3第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中</p>	<p>14. 6パーセントの割合にあつてはその年 における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 当分の間、第47条の3第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年 における当該加算した割合とする。</p>
<p>_____においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合と _____する。</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p>	<p>_____においては、その年 _____における当該加算した割合とする。</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p>
<p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第47条の3第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第47条の3の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第47条の3第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2</p>	<p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第47条の3第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第47条の3の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第47条の3第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2</p>

現行	改正案
<p>項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p>	<p>項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p>
<p>2 略 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>2 略 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p>
<p>第8条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2・3 略 （読替規定）</p>	<p>2・3 略 （読替規定）</p>
<p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。</p>	<p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。</p>
<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>
<p>第10条の2 略</p>	<p>第10条の2 略</p>
<p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>

現行	改正案
3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
4・5 略	3・4 略
6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	5 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
8 法附則第15条第44項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	7 法附則第15条第38項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
9 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。	8 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。
10 略	9 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)	10 略
第11条の2 略	11 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。
2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)
(軽自動車税の環境性能割の非課税)	第11条の2 略
第20条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第21条の5第3項において「特定期	2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
	(軽自動車税の環境性能割の非課税)
	第20条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第21条の5第3項において「特定期

現行	改正案
<p>において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第28条の7 略</p> <p>2 略</p>	<p>において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第28条の7 略</p> <p>2 略</p>

現行	改正案
<p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p>	<p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u> <u>第28条の7の2 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u> (法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p>
<p>第28条の9 法附則第15条第44項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p>第28条の9 法附則第15条第38項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 <u>(法附則第15条第47項の条例で定める割合)</u></p>
<p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>第28条の10 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>第29条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>第29条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10</p>

現行	改正案
<p>分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の</p>

現行	改正案
<p>固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第30条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第30条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）</p>
<p>第31条 略</p>	<p>第31条 略</p>
<p>第32条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格</p>	<p>第32条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格</p>

現行	改正案
<p>の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）</p>	<p>（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）</p>
<p>第33条・第34条 略</p>	<p>第33条・第34条 略</p>
<p>第35条 法附則第15条第1項、第13項、第18項、<u>第19項</u>、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「<u>又は第34項</u>」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。</p>	<p>第35条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「<u>又は第33項</u>」とあるのは、「若しくは第33項又は 附則第15条、第15条の3若しくは第61条」とする。</p>

奈良市税条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正案
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条若しくは第43条(第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条の4第1項(第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条、第74条、第88条の7第1項、第91条第2項、第107条第1項若しくは第2項、第111条第2項、第135条第1項、第141条第3項、第154条第1項又は第162条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する<u>場合においては</u>、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項、第603条の2第5項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第45条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条若しくは第43条(第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条の4第1項(第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条、第74条、第88条の7第1項、第91条第2項、第107条第1項若しくは第2項、第111条第2項、第135条第1項、第141条第3項、第154条第1項又は第162条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する<u>場合には</u>_____、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項、第603条の2第5項の規定により<u>徴収を猶予した税額</u> 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第45条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項_____の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p>

現行	改正案												
<p>(6) 第45条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日 （年当たりの割合の基礎となる日数）</p>	<p>(6) 第45条第1項の申告書（法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日 （年当たりの割合の基礎となる日数）</p>												
<p>第11条 前条、第36条第2項、第45条第5項、第46条第2項、第47条の3第1項及び第4項、第59条第2項、第81条第2項、第107条第5項、第110条第2項、第135条第2項、第136条第2項、第154条第4項並びに第158条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、<small>じきんねん</small>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 （市民税の納税義務者等）</p>	<p>第11条 前条、第36条第2項、第45条第5項、第46条第2項、第47条の3第1項_____、第59条第2項、第81条第2項、第107条第5項、第110条第2項、第135条第2項、第136条第2項、第154条第4項並びに第158条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、<small>じきんねん</small>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 （市民税の納税義務者等）</p>												
<p>第13条 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業_____</p>	<p>第13条 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第17条第2項の表の第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを除く。）</p>												
<p>_____を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを除く。）を含む。第17条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第45条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 （均等割の税率）</p>	<p>_____を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを除く。）を含む。同号_____において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第45条第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 （均等割の税率）</p>												
<p>第17条 略 2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>	<p>第17条 略 2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>												
<table border="1" data-bbox="152 1313 1061 1452"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ア～エ 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人	略	ア～エ 略		<table border="1" data-bbox="1173 1313 2083 1452"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ア～エ 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人	略	ア～エ 略	
法人の区分	税率												
1 次に掲げる法人	略												
ア～エ 略													
法人の区分	税率												
1 次に掲げる法人	略												
ア～エ 略													

現行		改正案	
<p>オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>		<p>オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	
2～9 略	略	2～9 略	略
<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p>		<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号_____の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p>	
<p>4 略 (法人の市民税の申告納付)</p>		<p>4 略 (法人の市民税の申告納付)</p>	
<p>第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定</p>		<p>第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項_____の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項_____の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定</p>	

現行	改正案
<p>による納期限までに、<u>同条第22項</u>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第3項</u>の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>による納期限までに、<u>同条第34項</u>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第2項後段</u>の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第24項及び令第48条の12の2</u>に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第36項及び令第48条の12の2</u>に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>3 内国法人が、<u>租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第25項及び令第48条の12の3</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>3 内国法人が、<u>租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第37項及び令第48条の12の3</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第26項及び令第48条の13</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第38項及び令第48条の13</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>5 <u>法第321条の8第22項</u>に規定する申告書（<u>同条第21項</u>の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（申告書を提出した日（<u>同条第23項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>5 <u>法第321条の8第34項</u>に規定する申告書（<u>同条第33項</u>の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は<u>第31項</u>の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（申告書を提出した日（<u>同条第35項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>6 前項の場合において、法人が<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項又は</u></p>	<p>6 前項の場合において、法人が<u>法第321条の8第1項、第2項又は第31項</u></p>

現行	改正案
<p>第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものであ</p>	<p>_____に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項_____に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものであ</p>

現行	改正案
<p>る場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p>	<p>る場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p>
<p>8 略</p>	<p>8 略</p>
<p>9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第47条の3第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第3項及び第47条の3第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第47条の3第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第47条の3第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条の3第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</p>	<p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項に</p>
<p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項に</p>	<p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項に</p>

現行	改正案
<p>において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>	<p>において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p>
<p>11 略</p>	<p>10 略</p>
<p>12 <u>第10項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>	<p>11 <u>第9項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>
<p>13 <u>第10項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第10項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>	<p>12 <u>第9項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第9項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>
<p>14 略</p>	<p>13 略</p>
<p>15 <u>第13項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第10項</u>の申告につき<u>第13項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>14 <u>第12項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第9項</u>の申告につき<u>第12項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>16 <u>第13項前段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第51項</u>の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の<u>第13項前段</u>の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日</p>	<p>15 <u>第12項前段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第61項</u>の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の<u>第12項前段</u>の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日</p>

現行	改正案
<p>以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>17 <u>第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u></p> <p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手續）</p> <p>第46条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結</u></p>	<p>以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 <u>第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項</u> <u>の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u></p> <p>（法人の市民税に係る不足税額の納付の手續）</p> <p>第46条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項<u>又は第31項</u> <u>の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項</u> <u>の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項<u>又は第31項</u> <u>に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと</u></p>

現行	改正案
<p>完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)</p> <p>による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第47条の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をい</p>	<p>による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項 _____に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第47条の3 略</p> <p>2・3 略</p>

現行	改正案
<p>う。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5 第45条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の3第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第47条の3第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第46条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の3第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>（たばこ税の課税標準）</p>	<p>（たばこ税の課税標準）</p>
<p>第103条 略</p>	<p>第103条 略</p>

現行	改正案
<p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。</p> <p>略</p>	<p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するものとする。</p> <p>略</p>
<p>3～10 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p>	<p>3～10 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p>
<p>第3条の2 略</p> <p>2 当分の間、第47条の3第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。 (納期限の延長に係る延滞金の特例)</p>	<p>第3条の2 略</p> <p>2 当分の間、第47条の3第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。 (納期限の延長に係る延滞金の特例)</p>
<p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第47条の3第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第</p>	<p>第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第47条の3第1項_____に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第</p>

現行	改正案
<p>47条の3の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第47条の3第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p>	<p>47条の3の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第47条の3第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p>
<p>2 略 (読替規定)</p>	<p>2 略 (読替規定)</p>
<p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第67条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 略</p>	<p>第10条の2 略</p>
<p>2～10 略</p>	<p>2～10 略</p>
<p>11 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。 (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p>	<p>11 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。 (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p>
<p>第28条の7の2 略</p>	<p>第28条の7の2 略</p>
	<p>(<u>新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例</u>) 第28条の7の3 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)</u>第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じ</p>

現行	改正案
<p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第33条・第34条 略</p> <p>第35条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条、第15条の3若しくは第61条」とする。</p>	<p><u>た当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第28条の7の4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第33条・第34条 略</p> <p>第35条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。</p>

奈良市税条例等の一部を改正する条例（令和元年奈良市条例第8号） 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(奈良市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第14条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>附則第22条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第2条中奈良市税条例第14条の改正規定及び附則第3条の規定</u> 令和3年1月1日</p> <p>(3) <u>第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)</u> 及び附則第5条の規定 令和3年4月1日</p> <p>(4) 略 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 <u>附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例第14条第1項(第2号に係る部分に限る。)</u>の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、<u>なお従前の例による。</u></p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p>	<p>(奈良市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第22条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条_____及び附則第5条の規定 令和3年4月1日</p> <p>(3) 略 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 <u>削除</u></p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p>

現行	改正案
<p>第4条 略</p> <p>第5条 <u>附則第1条第3号</u>に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>	<p>第4条 略</p> <p>第5条 <u>附則第1条第2号</u>に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）第1条による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	1. 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改正されたことに伴い、引用している法律の題名を改めるほか、引用条文の整理を行う。（第6条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法改正により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名が改められたこと等に伴い、所要の改正を行うもの。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総務部 市民税課

奈良市固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 第2条の表から富雄保育園の項を削る。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、本市の取組として次のとおり再編するため。 (1) 富雄保育園を民間移管し、公私連携型保育所へ移行する。 		
5 施行期日	令和3年4月1日	所管部課	子ども未来部 子ども政策課

奈良市立保育所設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称、位置及び保育定員)			(名称、位置及び保育定員)		
第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。			第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	保育定員	名称	位置	保育定員
略	略	略	略	略	略
京西保育園	略	略	京西保育園	略	略
富雄保育園	奈良市三碓六丁目10番13号	160人			

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第40号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 連携施設の確保について（第7条関係） 保育所等の利用調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置、その他家庭的保育事業者等による保育の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合は、連携施設の確保をしないことができることとする。</p> <p>2. 居宅訪問型保育事業が提供する保育について（第38条関係） 保護者の疾患や疲労その他身体上、精神上又は環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育を追加する。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 上記の省令改正に伴い、所要の改正を行う。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 保育所・幼稚園課

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>5 前項 _____ の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当する</u> _____ ときは、<u>第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項 <u>(第2号に該当する場合に限る。)</u> の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が</p>

現行	改正案
<p>夜間及び深夜の勤務に従事する場合</p> <hr/> <p>への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) 略</p>	<p>夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市老人軽作業場条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 第2条の表から奈良市並松老人軽作業場の項を削る。
3 制定改廃の理由	<p>・並松老人軽作業場について、指定管理者から会員の減少及び高齢化により管理運営が困難になったという理由で指定取消しの申出があったこと及び施設利用者が減少していることから、同老人軽作業場を廃止するため。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	福祉部 長寿福祉課

奈良市老人軽作業場条例 新旧対照表

現行		改正案	
(名称及び位置) 第2条 作業場の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 作業場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
奈良市田原老人軽作業場	略	奈良市田原老人軽作業場	略
奈良市並松老人軽作業場	奈良市藺生町1,861番地の7		

条例制定改廃調書

1 名 称	大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）ＪＲ奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例及び大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成３０年政令第１８３号）第３０条による土地区画整理法施行令（昭和３０年政令第４７号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<p>1. 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）ＪＲ奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正（第１条による改正）</p> <p>(1) 清算金を分割徴収又は分割交付する際における利子の利率に関し、年６パーセントとしていたところを、法定利率とする。（第２７条関係）</p> <p>2. 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正（第２条による改正）</p> <p>(1) 清算金を分割徴収又は分割交付する際における利子の利率に関し、年６パーセントとしていたところを、法定利率とする。（第２５条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の政令改正に伴い、清算金を分割徴収又は分割交付する場合の利子の利率について所要の改正を行うため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	都市整備部 ＪＲ奈良駅周辺整備事務所、都市整備部 西大寺駅周辺整備事務所

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） J R 奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は年6パーセント</p> <p>_____とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～9 略</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～9 略</p>

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は年6パーセント</p> <hr/> <p>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～9 略</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～9 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例																					
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号） ・民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号） ・市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部改正について（令和2年3月27日付消防地第132号消防庁次長通知） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者に係る損害補償の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に改定する。（第5条関係）</p> <p>2. 障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を改正する。（附則第3条の4、附則第4条関係）</p> <p>3. 非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係る損害補償の補償基礎額を改定する。（別表関係）</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">階級</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">勤務年数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">10年未満</th> <th style="text-align: center;">10年以上 20年未満</th> <th style="text-align: center;">20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;">円 12,440 (12,400)</td> <td style="text-align: center;">円 13,320 (13,300)</td> <td style="text-align: center;">円 14,200 (14,200)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;">10,670 (10,600)</td> <td style="text-align: center;">11,550 (11,500)</td> <td style="text-align: center;">12,440 (12,400)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;">8,900 (8,800)</td> <td style="text-align: center;">9,790 (9,700)</td> <td style="text-align: center;">10,670 (10,600)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は現行</p> <p>4. その他所要の文言整理</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	円 12,440 (12,400)	円 13,320 (13,300)	円 14,200 (14,200)	分団長及び副分団長	10,670 (10,600)	11,550 (11,500)	12,440 (12,400)	部長、班長及び団員	8,900 (8,800)	9,790 (9,700)	10,670 (10,600)
階級	勤務年数																					
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																			
団長及び副団長	円 12,440 (12,400)	円 13,320 (13,300)	円 14,200 (14,200)																			
分団長及び副分団長	10,670 (10,600)	11,550 (11,500)	12,440 (12,400)																			
部長、班長及び団員	8,900 (8,800)	9,790 (9,700)	10,670 (10,600)																			
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の法令改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額の改定その他所要の改正を行う。 																					
5 施行期日	公布の日	所管部課	消防局 総務課																			

奈良市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日に</p> <p>__において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>8,800円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の<u>死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日</u>において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）<u>において</u>当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の<u>事故発生日</u></p> <p>_____において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規</p>

現行	改正案
<p>定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p>	<p>定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>附 則 (障害補償年金前払一時金)</p>	<p>附 則 (障害補償年金前払一時金)</p>
<p>第3条の4 略</p>	<p>第3条の4 略</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p>	<p>5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p>	<p>(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p>
<p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1</p>	<p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1</p>

現行	改正案
<p>年を超える場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>(遺族補償年金前払一時金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償</p>	<p>年を超える場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>事故発生日における法定利率</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p>(遺族補償年金前払一時金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、<u>事故発生日における法定利率</u>に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償</p>

現行	改正案																																														
<p>年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>100分の5</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p>	<p>年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に<u>事故発生日における法定利率</u>に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。</p>																																														
<p>9 略 別表</p>	<p>9 略 別表</p>																																														
<p>補償基礎額表（第5条関係）</p>	<p>補償基礎額表（第5条関係）</p>																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,400</td> <td>13,300</td> <td>14,200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,600</td> <td>11,500</td> <td>12,400</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>8,800</td> <td>9,700</td> <td>10,600</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上		円	円	円	団長及び副団長	12,400	13,300	14,200	分団長及び副分団長	10,600	11,500	12,400	部長、班長及び団員	8,800	9,700	10,600	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,440</td> <td>13,320</td> <td>14,200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,670</td> <td>11,550</td> <td>12,440</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>8,900</td> <td>9,790</td> <td>10,670</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上		円	円	円	団長及び副団長	12,440	13,320	14,200	分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440	部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670
階級		勤務年数																																													
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																												
	円	円	円																																												
団長及び副団長	12,400	13,300	14,200																																												
分団長及び副分団長	10,600	11,500	12,400																																												
部長、班長及び団員	8,800	9,700	10,600																																												
階級	勤務年数																																														
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																												
	円	円	円																																												
団長及び副団長	12,440	13,320	14,200																																												
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440																																												
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670																																												
<p>備考</p> <p>1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</p> <p>2 略</p>	<p>備考</p> <p>1 事故発生日</p> <p>_____に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</p> <p>2 略</p>																																														

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. フルタイム会計年度任用職員に支給する給与の種類に特殊勤務手当を加え、同手当の支給についての適用除外を外す。(第19条関係)</p> <p>2. パートタイム会計年度任用職員に支給する給与の種類に特殊勤務手当を加え、同手当の支給についての適用除外を外す。(第20条関係)</p>
3 制定改廃の理由	<p>・会計年度任用職員への特殊勤務手当の支給に係る規定を整備する。</p>		
5 施行期日	令和2年10月1日	所管部課	経営部 経営企画課

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第19条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員には、第3条第2項及び第3項、第3条の2から第5条の3まで、第6条の2、<u>第7条</u>、第10条の2、第12条、第13条、第14条第2項第4号、第15条、第16条の2並びに第16条の3の規定は、適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>第20条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当_____、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として管理者が定める者及び従事する業務の性質等を考慮して管理者が定める者については、期末手当を除く。）とする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員には、第3条第2項及び第3項、第3条の2から第5条の3まで、第6条の2、<u>第7条</u>、第10条の2、第12条、第13条、第14条第2項第4号、第15条、第16条の2並びに第16条の3の規定は、適用しない。</p> <p>3 略</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第19条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、<u>特殊勤務手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員には、第3条第2項及び第3項、第3条の2から第5条の3まで、第6条の2_____, 第10条の2、第12条、第13条、第14条第2項第4号、第15条、第16条の2並びに第16条の3の規定は、適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>第20条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、<u>特殊勤務手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として管理者が定める者及び従事する業務の性質等を考慮して管理者が定める者については、期末手当を除く。）とする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員には、第3条第2項及び第3項、第3条の2から第5条の3まで、第6条の2_____, 第10条の2、第12条、第13条、第14条第2項第4号、第15条、第16条の2並びに第16条の3の規定は、適用しない。</p> <p>3 略</p>